

# 参議院決算委員会の質疑（令和4年3月28日）

（建設産業の賃上げや公共投資増額の必要性等）

討議資料

足立としゆきは、3月28日(月)、NHKのTV中継のもと、参議院決算委員会において質疑に立ち、建設分野に関し、福島県沖地震への対応について二之湯智防災担当大臣に質問し、続いて、建設産業の賃金アップの必要性、我が国のインフラ整備の必要性、燃料や資材の高騰による建設産業への影響等について岸田文雄総理、齊藤鉄夫国土交通大臣、大家敏志財務副大臣、渡辺猛之国交副大臣に質問を行いました。その主な内容は次の通りです。



参議院議員 足立敏之

## 福島県沖地震について

**足立委員：**東日本大震災から11年、今回の福島県沖の地震による被害について、二之湯防災担当大臣はどのように受け止めておられるのか

**二之湯防災担当大臣：**実際に被災地をお伺いして傾いた建物や傷んだ屋根などをこの目で見て、相当大きな地震であったと改めて実感し、被災された皆さんの御苦労が身にしみたとございます。被災地の方々の復興に向けた希望が失われるようなことがあってはならず、政府一体となって速やかに支援策を取りまとめ、被災地に寄り添ったそういう支援策がしっかりと行われるよう努力してまいりたいと思っています。

**足立委員：**皆さんの願いは新幹線の早期復旧だと思えます。そのため、既に建設分野の皆さんの総力を結集して復旧工事に対応していただいていると聞いておりますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。



二之湯智防災担当相

## 建設産業の賃金アップの必要性

**足立委員：**図1は日本の賃金レベルを諸外国と比較しています。日本の平均賃金は、2020年時点でOECD諸国の中でも35か国中22位と下位に位置をしており、韓国は19位で日本は後塵を拝している状況です。図2は、ここ25年の人口一人当たりのGDPの伸びと平均賃金の伸びの相関を見た資料です。GDPが伸びている国は賃金もアップしていることが明らかです。日本は残念ながらGDPも伸びておらず、平均賃金も全く伸びていないのが実情です。

海外と比較して日本の賃金水準についてどのように感じておられるのか、岸田総理に伺います。



図1 OECD加盟国の2020年の平均賃金（OECD Employment Outlookを基に足立敏之事務所作成）



岸田文雄総理

**岸田内閣総理大臣：**我が国はこのバブル崩壊以降、長引くデフレ等を背景に他国と比べて低い経済成長が続きました。この間、企業は賃金を抑制し、消費者も将来不安などから消費を抑制した結果、需要が低迷し、デフレが継続する、こうした悪循環となり、企業に賃上げを行う余力が生まれにくくなったことから、賃金が伸び悩み、他国より低い賃金水準になったと考えています。

その後、アベノミクスにより2%程度の賃上げを実現したものの、コロナ禍において賃上げ率が再び低下傾向になっている、これが我が国の現状であります。

**足立委員：**建設産業の賃金について見ますと、図3に示すように、全産業平均の8割程度と、建設産業の賃金は低い水準にあります。建設産業は地域の守り手であり、インフラ整備、管理の担い手でもあり、地域づくりや町づくりの担い手でもあるという大切な役割を担っていることを考えますと、とても残念です。

ただ、よく見ますと、平成25年の政権交代後には、アベノミクスにより公共事業予算が拡大し、それに伴い建設産業の賃金レベルはアップしている、これがはっきり見えます。徐々に改善されていると思います。引き続き、公共事業予算の拡大により賃上げを進めていくことが必要です。建設産業の賃金水準の引上げの必要性について、斉藤大臣のご見解を伺います。

**斉藤鉄夫国土交通大臣：**日本の建設産業の賃金水準レベルは低いと思っており、9年前より国土交通大臣と建設業四団体のトップが定期的に直接意見交換を行うなど、官民一体となって賃金引上げ、取組を行ってまいりました。そして、直近6年間で年平均2.7%の賃金上昇を実現しました。しかし、建設業の賃金は他産業に比べまだまだ低い水準にあり、賃金引上げの取組はまだ道半ばであると感じております。

このため、昨年12月の各界代表による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」において、私から、民間発注者団体などに対して適正な請負代金の設定や働き方改革について協力を要請いたしました。また、今月から適用する新たな公共工事設計労務単価については、10年連続となる引上げを行ったところ。さらに、先月28日に開催した私と建設業団体との意見交換会においては、今年はおおむね3%の賃金上昇の実現を目指して全ての関係者が可能な取組を進めるということを申し合わせたところ。引き続き、ダンピング対策の徹底や建設キャリアアップシステムの普及促進など、賃金引上げに向けた取組を官民協働で進めていきたいと決意しております。

**足立委員：**こうした状況下で、財務省主導で賃金引上げを総合評価落札方式の加点要素とするという取組を進めると発表がございました。当初、このような取組に対しまして、建設産業は災害や大雪の影響などを受けやすく賃金の年変動が大きい、賃上げに対して総合評価で加点するのは問題がある、様々な声が上がりました。それを受けて、賃上げの評価を柔軟に行う運用を財務省と国土交通省でおまとめいただいたと聞いております。制度の概要と今後の取組について大家敏志副大臣にお伺いします。

**大家敏志財務副大臣：**賃上げ実績を確認するに当たり、加点基準と実質的に同等の賃上げを実施したと認められる場合には、賃上げの目標を達成したものと取り扱うことといたしました。この実質的同等の賃上げであるかどうかを判定する基準につきましては、関係者の御意見等も踏まえた上で、考え方を整理した通知を各省庁に対して発出いたしました。この通知において、例えば各事業者の賃上げ率を算定する際に、中小企業についても一人当たりの平均受給額を基準とすることが可能であることや、大企業、中小企業を問わず、従業員の年齢構成の変化や働き方改革への取組状況などによる影響も考慮した基準とすることなど、事業者の実情に応じて基準を選択することが可能であることを明確化いたしました。

例えば、給料の高いベテラン従業員が退職し、新人と入れ替わった場合に総額のみで判断されればマイナスになるとか、災害対応に追われて手当が増えたのに災害が復旧して今年はその手当が減った、それを総額で判断されたら困る、ということが時々ありましたので、このようなことを通知させていただきました。

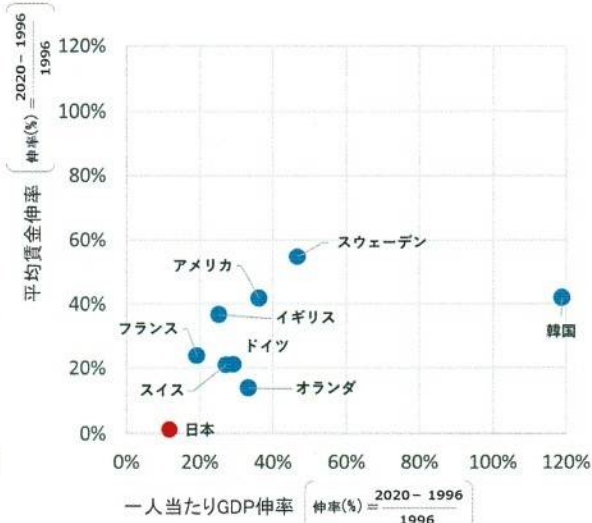


図2 諸外国一人当たりGDPと平均賃金の伸び (IMF及びOECD資料を基に足立敏之事務所作成)



図3 建設産業と他産業の男性生産労働者賃金の推移及び公共投資の推移 (国土交通省資料を基に足立敏之事務所作成)



斉藤鉄夫国土交相



大家財務副大臣

いずれにしても、この制度ができるだけ多くの事業者にとって賃上げ表明を行う契機となることを期待するとともに、今後、実際の運用状況も見ながら、関係者の方々のご意見も伺いつつ適切な制度運用に努めてまいります。

**足立委員：**こういったお話をお聞きしますと、建設業の皆様方も安心してこの制度を受け入れやすくなると思います。今後とも、賃上げの宣言が行いやすい運用に努めていただくようお願いいたします。さて、国土交通省でも、こうした総合評価の取組を財務省と連携して進めるとともに、賃上げに向けた様々な環境づくりに努めていただいております。工事の入札契約などの面でどのように取り組んでいるのか、渡辺猛之副大臣にお聞きします。



渡辺国交副大臣

**渡辺猛之国土交通副大臣：**国土交通省としても、賃上げの取組を促すために、政府全体で行っている加点措置については柔軟な運用を行うとともに、建設業界の皆様方の不安を解消できるよう、問合せ窓口の設置、Q & Aの公表などにより、引き続き丁寧に対応してまいります。

また、建設現場に従事する方の賃金水準確保につながるよう、発注者が適正な予定価格で発注することが重要と考えております。このため、国土交通省では、個々の工事の労務費について、実態調査を踏まえた公共工事設計労務単価を適用しており、今月より最新の単価を適用しているところです。また、積算基準や各種の歩掛かりも改定しており、例えば工事の諸経費に含まれます従業員給料手当等を算定する計算式を実態調査を踏まえて見直し、令和四年四月から適用することとしています。さらに、ダンピング対策も重要であり、各工事の低入札価格調査基準を算定する計算式につきましても実態調査を踏まえて見直し、こちらを令和4年4月から適用することとしています。あわせて、地方公共団体に対しても、国の基準の見直しを踏まえて低入札価格調査基準等を適切に見直すよう総務省と連名で要請しているほか、様々な機会を通じて周知徹底してまいります。賃上げの実現に向けては、これまで足立委員大変熱心に取り組んでいただいておりますが、国土交通省としても、引き続き適正な予定価格での発注等に取り組んでまいります。

**足立委員：**今後ともしっかりフォローを行って、大きな問題が発生しないように、財務省ともしっかり連携していただいて、きめの細かい対応をお願いしたいと思います。

ところで、低入札調査基準価格のアップを0.92から95にアップさせることにつきましても建設業界から強い要望をいただいております。当面は予定価格をアップさせて工事価格を引き上げていく取組を進めることを優先していくことになると思いますけれども、引き続き御検討をお願いします。また、測量設計業務やコンサルタント業務につきましても、諸経費率のアップや低入札調査基準価格の引上げが求められております。今回の改定では歩掛かりの大幅改善を優先して行われたと思いますが、今後の課題として引き続き御検討をお願いします。

**足立委員：**このような賃上げの措置を講ずると、当然、発注金額が上昇します。建設産業の賃上げが実効性を持って行われるためには、賃金のアップ分に相当する金額について、公共事業予算の拡大が不可欠と考えますが、斉藤大臣の御見解を伺います。

**斉藤国土交通大臣：**建設産業で働く方の処遇改善を図るためには、今後の公共事業予算の安定的、持続的な確保について十分な見通しを持てることが大切です。見通しが立たなければ、処遇改善など夢のまた夢になってしまいます。

政府においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の2年目としての予算等を令和3年度補正予算で確保するとともに、令和4年度当初予算についても前年度を上回る公共事業予算を確保したところです。今後とも、建設産業における賃上げなどの処遇改善に向けた取組を進めるとともに、必要かつ十分な公共事業予算の安定的な、持続的な確保に全力で取り組んでまいります。

## インフラ整備の必要性

**足立委員：**日本の賃金レベルが韓国より低いと聞くと、インフラの整備水準についても、韓国の方が上回ってしまっているのではないかと大変気になります。図4に示しましたが、インフラについて日韓比較をすると、高速道路や港湾、空港のいずれに面でも実際かなり日本が分の悪い状況になっています。さて、このように日本のインフラが遅れてしまった背景にあるのは、図5のように、日本と韓国のインフラ投資の違いにあるのではないかと思います。

日本はこの20年間でインフラ投資を半減させていますが、韓国は2.7倍に増やしてきています。この違いが日本と韓国のインフラの整備水準の違いにつながっていると思います。

岸田総理は、自民党の政調会長でありました4年前ですが、建設専門紙のインタビューに答えて、日本のインフラは残念ながら世界水準で一流とは言える状況にはないと思っていると、外務大臣として延べ90数か国を訪れたけれども、日本の経済規模から考えた場合に、空港、高速道路、都市などに物足りなさを感じてきたと述べておられました。また、災害が発生するたびに被災地を訪れられて、つづさにその状況を見てこられました。そうしたこともあり、防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策の取りまとめにも政調会長として御尽力をいただいたところでもあります。日本経済を立て直すためにも、防災・減災、国土強靱化を進めるためにも、しっかり公共投資を拡大してインフラ整備を進めるべきと考えますが、総理のお考えをお聞きします。

	日本		韓国		
道路	国土面積当たりの 高速道路延長(km/100km)		2.98(1.85 ※暫定2車線)		4.18
港湾	主要港湾における 16m以深コンテナバース数	8	京浜港	26	釜山港
空港	主要国際空港の 滑走路本数/合計延長(m)	2/6,500	成田国際空港	3/11,500	仁川国際空港

図4 日本と韓国のインフラ比較  
(国土交通省資料を基に足立敏之事務所作成)

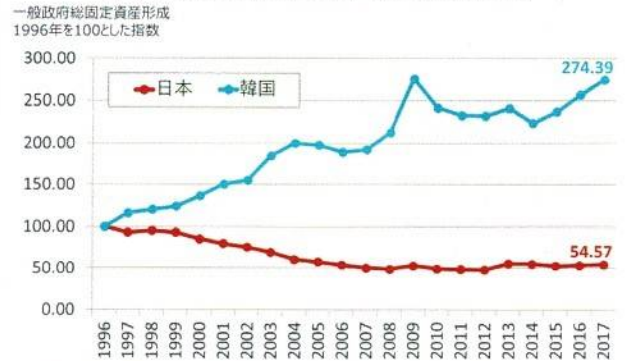


図5 日本と韓国の公共投資の推移 (内閣府及びOECD資料を基に足立敏之事務所作成)

**岸田総理：** 道路、空港、港湾、こうした交通、物流、都市インフラは、国民の安全、安心を確保し、社会経済

活動を支える基盤であり、我が国の持続的な発展のため、しっかりと整備していくことは重要であると考えます。こうした観点に立って、令和3年度補正予算、そして令和4年度予算においても、高速道路の整備、空港の機能強化などのこの経済成長のためのこの基盤づくり、また水災害対策や地震対策など、安全、安心な国土づくりのための必要な公共事業予算、令和3年度補正で2.0兆円、令和4年度で6.1兆円、こうした予算を確保したところですが、引き続き、先ほど齊藤大臣の答弁の中にもありましたこの中長期的な見通し、こうした見通し、大変重要だと思えます。こうした見通しの下で、必要な予算を確保しつつ、戦略的、計画的に社会資本整備を進めてまいりたいと考えます。

## ■ 資材高騰への対応

**足立委員：** 新型コロナ後のアメリカや中国の景気回復に伴いますウッドショック、それから円安に伴う輸入資材の高騰、さらにはウクライナの問題などの影響もありまして、木材、燃料、木材、鋼材など建設資材の高騰が著しく、建設産業や住宅産業、トラック産業、海運業などにも影響が出ておりまして、不安の声が寄せられております。特に、建設産業への影響に対して国交省ではどのような対応を考えているのか、国交大臣に伺います。

**齊藤国土交通大臣：** 建設業界における資材や燃料等の物価高騰に対しては、一つは、国直轄工事での適切な対応はもちろん、設計変更等にきちんと応じていくということです。また、地方公共団体発注工事でも最新の実勢価格を適切に反映した適正な予定価格の設定や建設工事標準請負契約第26条の規定、いわゆるスライド条項と言われているものですが、この適切な適用等によりまして、設計変更の実施など必要な対応を行うよう求めているところです。

また、昨年12月転嫁円滑化会議におきまして、適正な請負代金の設定や契約後の状況に応じた契約変更について、私から民間発注者団体に対して直接要請したほか、国土交通省から公共、民間の発注者や建設業団体に対して文書で通知、徹底を図っているところです。加えて、来年度からは、現在、元請、下請間の契約を対象に実施しているモニタリング調査について、受発注者間にも対象を広げ、発注者に対しても必要に応じ注意喚起を行っていくことを検討しています。引き続き、建設業界の皆様の声丁寧にお伺いしながら、事業者団体とも連携し、価格転嫁などが適切に行われるよう、必要な取組、全力を挙げてまいります。

**足立委員：** 資材高騰の影響は住宅産業などでも大変大きくて、住宅産業から今強い要望があります建築物省エネ法の成立に向けまして国土交通大臣に御尽力いただくようお願いして私の質問を終わります。